

外国銀行代理銀行認可票

外国銀行代理業務

認可番号	金融庁長官(金監)第 1443 号	金融庁長官(金監)第 1826 号
	金融庁長官(金監)第 1444 号	金融庁長官(金監)第 1827 号
	金融庁長官(金監)第 1514 号	金融庁長官(金監)第 1089 号
	金融庁長官(金監)第 1516 号	金融庁長官(金監)第 1090 号
	金融庁長官(金監)第 1823 号	

スタンダードチャータード銀行 東京支店

所属外国銀行名	所属外国銀行本店所在地
スタンダードチャータードバンク	英国（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）
スタンダードチャータード銀行（香港）リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区
スタンダードチャータード銀行（タイ）ピーシーエル	タイ王国
スタンダードチャータード銀行（中国）リミテッド	中華人民共和国
スタンダードチャータード銀行 マレーシア バルハッド	マレーシア
スタンダードチャータード銀行 コリア リミテッド	大韓民国
スタンダードチャータード銀行（ベトナム）リミテッド	ベトナム社会主義共和国
スタンダードチャータード銀行（台湾）リミテッド	台湾（中華民国）
スタンダードチャータード銀行 パキスタン リミテッド	パキスタン・イスラム共和国
スタンダードチャータード銀行（シンガポール）リミテッド	シンガポール共和国
スタンダードチャータード銀行 AG	ドイツ連邦共和国
スタンダードチャータード銀行 ケニア リミテッド	ケニア共和国
スタンダードチャータード銀行 ナイジェリア リミテッド	ナイジェリア連邦共和国

1. スタンダードチャータード銀行東京支店(以下、「弊行」といいます)は、上記の所属外国銀行について外国銀行代理業務を行います。
2. 外国銀行代理業務に係る取引の契約の主体は、弊行ではなく、所属外国銀行となります。
3. 所属外国銀行は弊行とは別の銀行です。また、弊行は所属外国銀行の預金支払能力を保証するものではありません。所属外国銀行及び弊行における預金は日本の預金保険制度の対象ではありません。
4. 所属外国銀行における預金口座の金利、手数料、及びその他の条件などについては全て所属外国銀行の条件が適用されます。これらの条件については弊行または所属外国銀行にお問い合わせ下さい。
5. 弊行は外国銀行代理業務を行うに当たり、お客様と所属外国銀行との間において締結される契約の媒介のみを行います。弊行が所属外国銀行の代理を行うことはございません。
6. 弊行は外国銀行代理業務を行うに当たり、お客様より金銭その他の財産の交付を受入れることはございません。金銭その他の財産の交付は直接所属外国銀行との間にて行われます。
7. お客様がご希望される取引の種類によっては、複数の所属外国銀行にてお取引が可能な場合がございます。所属銀行によってお取引の条件や手数料などが異なる場合がございますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。
8. 所属外国銀行との取引に関する指定紛争解決機関については所属外国銀行の取り決めに準じます。弊行の指定紛争解決機関はご利用いただけません。
9. 所属外国銀行にて開設された外貨の預金について、為替相場の変動により、円貨を外貨にする際(預入時)の為替相場に比べ円高になった場合、円貨ベースで計算すると元本割れが生じる可能性があります。(為替変動リスクがあります)また、円貨を外貨にする際および外貨を円貨にする際には所属外国銀行所定の手数料がかかります。従って、為替相場に変動のない場合でも往復の為替手数料によって元本割れが生じるリスクがあります。
10. 外国銀行代理業務を行う営業日並びに営業時間は弊行の営業日並びに営業時間に準じるものとします。

以 上